

## 役員等の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人乙訓福社会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 業務執行役員（理事長、業務執行理事）については、報酬等を支給し、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非業務執行役員等（評議員、理事、監事、評議員）については、報酬は支給しない。

### (当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

### (報酬の額の算定方法)

第4条 業務執行役員の報酬の額は、次の各号掲げる報酬の区分に応じて定めものとし、個別の支給額は理事会において決定する。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、給与規程第20条の規定に準ずる額

### (報酬等の支給方法)

第5条 業務執行役員に対する報酬等の支給時期は、次の通りとする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、支給日が休日に当たる場合は、前日に支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

### (報酬等の日割り計算)

第6条 新たに業務執行役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 業務執行役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、業務執行役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

### (端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、2018 年 7 月 1 日より施行する。(なお、2017 年 4 月 1 日適用の社会福祉法人乙訓福社会役員報酬規程は、2018 年 6 月 30 日をもって廃止する。)

別表第1 (業務執行役員の報酬合計上限額)

役職名	報酬の合計上限額
理事長及び業務執行理事	月額 580,000円